

建築確認・計画通知及び完了検査申請・完了通知手数料(令和7年4月1日以降)					
	項	区分		確認申請又は計画通知手数料 (1件につき)	完了検査申請又は完了通知手数料 (1件につき)
建築物の床面積の合計	1	30㎡以内のもの	確認の特例以外	16,000円	20,000円
			確認の特例の場合	14,000円	15,000円
	2	30㎡を超え、100㎡以内のもの	確認の特例以外	25,000円	24,000円
			確認の特例の場合	21,000円	18,000円
	3	100㎡を超え、200㎡以内のもの	確認の特例以外	38,000円	32,000円
			確認の特例の場合	32,000円	22,000円
	4	200㎡を超え、300㎡以内のもの	51,000円	42,000円	
5	300㎡を超えるもの	82,000円	68,000円		
工作物	6	工作物を築造する場合(7項に掲げる場合を除く。)		17,000円	14,000円
	7	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合		12,000円	
建築物加算	8	一戸建ての住宅		7,500円	
		共同住宅		30,000円	

備考

1 第1項から第5項までの建築物の床面積の合計は、次に掲げる区分に応じ、当該各事項に定める面積について算定する。

(1) 確認申請・計画通知

ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

ウ 建築物を移転する場合においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合においては、当該計画の変更に係る部分の2分の1

(2) 完了検査申請・完了通知

ア 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 建築物を移転した場合においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1

2 確認申請又は計画通知において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準(仕様基準)に適合するかどうかを審査する場合にあっては、一の建築物につき第8項の金額を加算する。

3 確認の特例とは、建築基準法施行令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物であることをいう。